

公益財団法人結核予防会

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は公益財団法人結核予防会（以下「本会」という。）の定款第19条第3項及び第40条第3項の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 使用人兼務役員とは、役員のうち本会使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事する者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第3章に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職金を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第19条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬の区分)

第4条 常勤役員の報酬は月額基本報酬、役員手当及び医師調整手当とする。

- 2 常勤役員のうち使用人兼務役員の報酬については、その兼務状況により役員報酬と職務報酬に区分して支給し、その区分については理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

(月額基本報酬)

第5条 本会の常勤役員の月額基本報酬は次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 理事長 | 1, 124, 700円 |
| (2) 専務理事 | 972, 900円 |
| (3) 常務理事 | 886, 800円 |
| (4) 特命理事 | 800, 700円 |
| (5) 病院長である理事 | 1, 045, 400円 |
| (6) 所属長である理事 | 972, 300円 |
| (7) 総務部長である理事 | 714, 600円 |
| (8) 上記以外の常勤理事 | 660, 600円 |

(役員手当)

第6条 役員手当は役職に応じた役員賞与として支給する。

2 役員手当の支給率は経営状況等を鑑みて理事会で決定し、評議員会の承認を得るものとする。

なお、当該支給率は月額基本報酬の100分の50を超えることはできない。

(医師調整手当)

第7条 医師調整手当は医師である役員に支給する。

2 医師調整手当は月額基本報酬の100分の10とする。

(退職金)

第8条 退職金は常勤役員に就任した後退職または死亡した場合に支給する。

2 退職金は退職時の月額基本報酬の額に勤務年数を乗じて得た金額に、別表1に掲げる支給率を乗じて得た金額とする。

3 勤続年数に1年未満の端数があるときは月割り計算により、1年未満の端数は1月に切り上げる。

(評議員の報酬)

第9条 各評議員の報酬等は、定款第19条に定める金額の範囲内において別表第2に基づき支払うものとする。

(報酬の支給方法及び支給日)

第10条 報酬は毎月25日に支給する。ただし支給日が休日に当たる時は順次繰り上げる。

2 新規就任の場合におけるその月の報酬は、その発令の日から日割り計算により支給する。

3 退職した場合におけるその月の報酬は、最後に出勤した日までとし、日割り計算により支給する。

(端数の取扱)

第11条 報酬の計算に当たり円単位未満の端数が生じたときは、計算の終わりにおいて円単位に切り上げる。

(通勤費)

第12条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第13条 本会は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第14条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第16条 本規程に定めのない事項については、評議員会において協議し、決定するものとする。

第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則（平成23年6月28日評議員会、平成23年結予規発第28号）

- 1、この規程は、平成23年6月28日から施行し、平成22年7月1日より適用する。
- 2、この規程の施行されるに伴い、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程を廃止する。

附則（平成24年3月15日評議員会、平成24年結予規発第6号）

- 1、この規程は、平成24年3月15日から施行し、平成24年4月15日より適用する。

附則（平成26年9月4日評議員会、平成26年結予規発第11号）

- 1、この規程は、平成26年9月4日から施行し、平成26年10月1日より適用する。

別表第1

勤続年数	支給率
1	0.00
2	0.00
3	0.60
4	0.64
5	0.67
6	0.74
7	0.80
8	0.87
9	0.94
10	1.00
11	1.01
12	1.02
13	1.03
14	1.03
15	1.04
16	1.06
17	1.07
18	1.09
19	1.10
20	1.12
21	1.14
22	1.16
23	1.18
24	1.21
25	1.23
26	1.26
27	1.29
28	1.32
29	1.35
30	1.38

別表第2 評議員の報酬

項目	内容
報酬及び金額	無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することが出来る。その額は、毎年総額50万円を超えないものとする。
支払方法	本規程第12条を準用する。